

防府市中学校文化連盟補助金交付要綱

平成19年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、中学校の学校教育全般における文化活動の振興・発展を図る目的として、防府市中学校文化連盟が活動する費用の一部として交付する補助金について必要な事項を定めるものとする。

(補助金の額)

第2条 市長は、予算の範囲内において、防府市中学校文化連盟が活動に要する経費について、補助を行うものとする。

(補助金交付の申請)

第3条 防府市中学校文化連盟は、補助金の交付を申請しようとするときは、防府市中学校文化連盟補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、当該補助金の交付の決定をし、防府市中学校文化連盟補助金交付決定通知書（第2号様式）により、防府市中学校文化連盟に通知するものとする。

(補助金の交付)

第5条 防府市中学校文化連盟は補助金交付の決定を受けたときは、防府市中学校文化連盟補助金請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、速やかに当該補助金を交付するものとする。

第6条 防府市中学校文化連盟は、実績報告書（第4号様式）を当該年度の翌年度の5月末日までに収支決算書を添えて、市長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 3 条関係）

防府市中学校文化連盟補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者 住 所
団体名
代表者

下記のとおり 年度における防府市中学校文化連盟補助金の交付を受けたいので、防府市中学校文化連盟補助金交付要綱第 3 条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

記

補助金交付申請額 金 円

防府市中学校文化連盟補助金交付決定通知書

住 所

団体名

代表者

年 月 日付で申請のありました 年度山口県防府市中学校文化連盟補助金については、防府市中学校文化連盟補助金交付要綱第 4 条の規定により次のとおり交付します。

年 月 日

防府市長

補助金交付決定額 金 円

第 3 号様式（第 5 条関係）

防府市中学校文化連盟補助金請求書

第 号
年 月 日

（宛先）防府市長

補助決定者
住 所
団体名
代表者

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度
防府市中学校文化連盟補助金を交付されるよう、防府市中学校文化連盟補助
金交付要綱第 5 条の規定により請求します。

記

請求金額 金 円

第4号様式

年 月 日

(宛先) 防府市長 様

住 所

団体名

代表者

防府市中学校文化連盟補助金実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた防府市中学校文化連盟の関係書類を添えて実績報告します。

添付書類

- 1 収支決算書